記入要領/【工事】県内業者用

令和９・10 年度　四国中央市建設工事入札参加資格審査申請書記入要領
（県内業者用）

建設工事入札参加資格審査申請書（県内業者）は、建設業法に基づく許可を受けた県内業者（愛媛県内に主たる営業所を有する者等）で、同法第 27 条の 23 の経営事項審査を受け、同法第 27 条の 29 第１項の総合評定値の通知を受けているもののうち、令和９・10 年度において四国中央市が発注する建設工事の入札に参加を希望する者から提出されるものであり、この申請書等の提出のない者の競争参加は認めないことから、希望者は、次の事項に留意して申請書等を作成のうえ、提出してください。

また、公共工事を直接請け負おうとする建設業者は、経営事項審査を受けることが義務づけられています。工事の請負契約を締結することができるのは、経営事項審査を受けた後、その経営事項審査の申請の直前の営業年度終了の日（以下「審査基準日」という。）から１年７月の間に限られています。したがって、毎年、四国中央市が発注する工事を直接請け負おうとする建設業者は、審査基準日から１年７月間の「工事を請け負うことができる期間」が切れ目なく継続するよう、毎年定期的に経営事項審査を受けることが必要ですのでご注意ください。

※なお、愛媛県内にある建設業の許可を受けた支店、営業所等を入札・契約等の権限を有する「受任先」とした場合は、県内業者として取り扱いますので、「県内業者用」の申請書等を使用してください。

記

○ 記入にかかる一般的留意事項

(1)　この申請書の記入時点は、特に定めのある場合を除いて申請日現在で記入してください。

(2)　この申請書に手書きで記入する場合は、インク又はボールペンで記入してください。

(3)　数字は、アラビア数字（0、1、2、3）を用い、記入事項をあらかじめ印刷してあるものについては該当項目を○印で囲んでください。

(4)　年号の大正はＴ、昭和はＳ、平成はＨ、令和はＲを用いて記入してください。

(5)　添付書類に、申請内容の確認に必要のない個人番号、基礎年金番号、健康保険の被保険者等記号・番号、保険者番号その他の個人情報が記載されている場合は、当該箇所をマスキング（黒塗り）してください。

○ 建設工事入札参加資格審査申請書記入上の留意事項

商号又は名称

個人企業の場合は商号又は名称のあとに(個)と記入し、法人企業の場合は企業形態を次の略号により記入してください。

株式会社･･･(株)、有限会社･･･(有)、合名会社･･･(名)、合資会社･･･(資)、
合同会社･･･（合)、協同組合･･･(協組)、企業組合･･･(企組)

代表者の役職及び氏名

法人の場合は必ず「代表取締役」、「取締役社長」など役職名及び氏名（ふりがな）を記入してください。

１の欄

該当するチェックボックスに「レ」マークを入れてください。

申請を行うためには、チェックが入っていることが必要です。

（参考）

○地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）（抜粋）

（一般競争入札の参加者の資格）

第167条の４　普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に次の各号のいずれかに該当する者を参加させることができない。

一　当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者

二　破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

三　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号）第32条第１項各号に掲げる者

２　普通地方公共団体は、一般競争入札に参加しようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その者について３年以内の期間を定めて一般競争入札に参加させないことができる。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とする。

一　契約の履行に当たり、故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき。

二　競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げたとき又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合したとき。

三　落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。

四　地方自治法第234条の２第１項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき。

五　正当な理由がなくて契約を履行しなかつたとき。

六　契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行つたとき。

七　この項（この号を除く。）の規定により一般競争入札に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人とし

て使用したとき。

２の欄

申請書の内容について応答できる担当者を記入してください。

３、４の欄

建設業法上の営業所所在地を記入してください。

入札・契約に係る権限を委任する営業所等がある場合は当該欄へ記入してください。

３．主たる営業所又は４．権限を委任する支店・営業所等については、「四国中央市建設工事競争入札に係る営業所実態調査実施要領」第５条各号に規定する調査事項を満たす支店・営業所等を記入してください。

【主な調査事項】

・事務用什器及び事務用機器の備付けの有無
・名称を掲載した表札の設置の有無　・建設業許可に係る標札の掲示の有無
・事務用スペースの有無　・契約締結用の使用印の備付けの有無
・営業活動を記録した書類の保管状況
・営業所に勤務する者の出勤状況を記録した書類の保管状況
・営業活動を行う人員の配置の状況　など

５の欄

この申請書を提出する者が最初に建設業法による許可を受けた年月日と、直近の許可を受けた年月日を記入してください。

６の欄

創業後、最初に受けた建設業の許可（登録）、組織変更等の事項を詳しく記入してください。（法人成り、合併、分割、営業譲渡等があった場合は必ず明記すること。）

７の欄

創業から申請日までの営業年数を記入してください。（１年未満の期間は切り捨て）

なお、６の欄の記載内容と整合させること。

８の欄

自己資本の欄は、直近の経営事項審査の総合評定値通知書の「自己資本額」を記入してください。

９の欄

建設業以外に行っている営業の種類を記入してください。該当がない場合は「該当なし」と記入してください。

10の欄

経営事項審査の審査対象建設工事のうち、四国中央市から工事の発注を希望する業種に○印を記入してください。

11の欄

許可を受けている建設業の業種名に○印を記入してください。

12 の欄

添付する経営事項審査の総合評定値通知書の審査基準日における役員及び従業員の人数を記入してください。※該当者が存在しない場合は「０」を入力してください。

従業員数のうち、「技術関係職員」の「有資格者」の人数は、建設業法第７条第２号イ、ロ若しくはハ又は同法第 15 条第２号イ若しくはハに該当する職員数を記入し、「その他職員」の人数は、「有資格者」以外で技術関係に従事している職員数を記入してください。

なお、「その他職員」、「事務職員」は、申請者に直接雇用されている常勤職員（期間を定めることなく雇用されている者。以下同じ。）のみを計上し、出向者や派遣労働者、パート及びアルバイト等は含めることはできません。

13 の欄

四国中央市に建設工事入札参加資格審査申請書を提出し、又は提出を予定している系列の企業（親・子会社又は親を同じくする子会社同士）があれば(1)、(2)又は(3)に記入してください。

申請者の役員のうち(1)、(2)又は(3)に記入した企業の役員を兼任している場合は(4)に記入してください。

なお、ここで記入する系列企業（親子会社）とは、議決権のうち 40%以上を親会社の計算（他人名義も含む）において所有しているものをいいます。

14 の欄

過去２年間（令和６年 12 月 1 日～令和８年 11 月 30 日）において、国、県、市町、公益法人、建設産業団体連合会、同連合会会員団体及び四国中央市に主たる事務所を置く建設業協会（協同組合）が主催する地域貢献活動へ参加した場合、又は市町村に災害対策本部が設置された災害に対して、災害ボランティアとして参加した場合に、その活動状況について記入し、活動人数については、延べ人数を記入してください。

また、愛媛県公共土木施設愛護事業、いわゆる「愛リバー・サポーター制度」、「愛ロード・サポーター制度」、及び「愛ビーチ・サポーター制度」については、自社がサポーターとして参加する場合のほか、サポーターの構成員等として参加する場合も含め、評価します。

（地域貢献活動の例）河川や道路等の清掃活動、河川や道路等の災害パトロール、交通安全推進運動への協力、高校生現場実習の受入等

■ 添付書類

該当する場合は、実施機関等が証明する「添付様式県内【その２】14 関係　地域貢献活動等の実績調書」を添付してください。

※なお、必要事項が証明されている既存の書類が存する場合は、当該書類により代用することができます。

15 の欄

過去２年間（令和６年 12 月１日～令和８年 11 月 30 日）において、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）の規定に基づく市内の障害福祉サービス事業所又は障害者支援施設と役務の提供を受ける契約（10 万円以上のものに限る。）及び物品の購入契約（10 万円以上のものに限る。）について該当するものを〇で囲んでください。

■ 添付書類

該当する場合は、障害福祉サービス事業所等が証明する「添付様式県内【その２】15 関係　障害者福祉サービス事業所からの調達実績調書」及び該当する契約書（写）又は領収書（写）を添付してください。

16 の欄

(1)「(1) 障がい者の雇用義務」欄は、障害者の雇用の促進等に関する法律第 43 条第１項の規定により障がい者を雇用する義務の有無について、令和８年６月１日現在の状況を記入してください。

雇用義務の有無は、公共職業安定所（ハローワーク）へ提出した「障害者雇用状況報告書」等により確認してください。報告書を提出していない場合又は雇用義務の有無が不明な場合は、公共職業安定所（ハローワーク）に確認してください。

(2)「(2) 障がい者の雇用義務がある者の雇用義務の達成状況」欄は、「(1) 障がい者の雇用義務」の欄で「有」に〇を付した者のみ記入してください。

雇用義務の達成とは、公共職業安定所（ハローワーク）に提出した「障害者雇用状況報告書」（令和８年６月１日現在）において、「Ｂ　雇用の状況」の「⑭身体障害者、知的障害者又は精神障害者の不足数」欄が０人である場合です。

(3)「(3) 障がい者の雇用の有無」欄は、「(1) 障がい者の雇用義務」で「無」に〇を付した者のみ記入してください。

17 の欄

社会保険等（雇用保険、健康保険、厚生年金保険）の加入状況について、該当するものを○で囲んでください。

■ 添付書類

※添付する総合評定値通知書の「その他の審査項目（社会性等）」の該当箇所に「有」又は「除外」の表示がある場合は下記の該当する書類の提出は**不要**です。

「無」となっているが、その後当該社会保険等に加入又は適用除外となった場合は以下の書類を提出してください。

①雇用保険の加入に関する書類

（ⅰ）雇用保険料納入証明書

（ⅱ）労働保険概算・確定保険料申告書の控え及び保険料領収済通知書

②健康保険の加入に関する書類

（ⅰ）社会保険料納入証明書

（ⅱ）保険料納付領収証書

※健康保険の被保険者の適用除外の承認を受けて、全国建設工事業国民健康保険組合や全国土木建築国民健康保険組合等の国民健康保険に加入している場合は，国保組合の加入証明書、健康保険の適用除外承認書など加入を証明する書類を提出してください。

③厚生年金保険の加入に関する書類

（ⅰ）社会保険料納入証明書

（ⅱ）保険料納付領収証書

18 の欄

添付する経営事項審査の総合評定値通知書に計上されている

・建設業法第７条第２号イ、ロ若しくはハ又は同法第 15 条第２号イ若しくはハに該当する者

・建設業法施行令第 28 条に該当する者（監理技術者補佐）

・建設業法施行規則第 18 条の３第２項第２号に規定する登録基幹技能者講習を修了した者（基幹技能者）について記入してください。

（※自社様式でも可。その場合、欄内に「別紙のとおり」と記入し提出してください。）

１ 「経験年月数」欄は、現所属の在職期間だけではなく、技術者としての総経験年数を記入してください。

２ 「最終学校・学科名（卒業年月日）」欄は、建設業法第７条第２号イに該当する者のみ記入し、他の者については記入不要です。

3 「有資格区分コード」欄及び「講習受講」欄については、経営事項審査の技術職員名簿(建設業法施行規則別記様式第 25 号の 14 別紙 2)に使用するコード(有資格区分コードは、建設業法施行規則別表（4）及び別表（5）に該当するもの。なお、能力評価基準によるレベル３技能者は「703」、レベル４技能者は「704」。講習受講は、建設業法第 15 条第２号イに該当する者が、同法第 27 条の 18 第１項の規定により監理技術者資格者証の交付を受けている場合であって、同法第 26 条の４から第 26 条の６までの規定により国土交通大臣の登録を受けた講習を受講した場合は「1」、その他の場合は「2」）を記入してください。

※ 附則第４条該当のコードは使用しないでください。(例：「11A」)

※ 資格については、本申請書の申請日時点での最新の資格保有状況をもれなく記入してください。

4 ①１級の第１次検定合格者（１級○○施工管理技士補）若しくは、第２次検定合格者（１級○○施工管理技士）で、対応する建設業の種類※について合格後３年の実務経験がある者又は②２級の第１次検定合格者（２級○○施工管理技士補）又は、第２次検定合格者（２級○○施工管理技士）で、対応する建設業の種類※について合格後５年の実務経験がある者については、「業種コード」欄に該当する業種コード（技術職員名簿の記載要領中の「業種コード」に該当するもの）を記入してください。なお、同一の有資格区分コードで、３（５）年の実務経験がある者と国家資格者の両方に該当する場合は、該当する業種コードを記入した３（５）年の実務経験がある者と、業種コードを記入しない国家資格者とを分けて記入してください。

※「対応する建設業の種類」とは、特定建設業（土木一式、建築一式、舗装、鋼構造物、管、電気、造園）と電気通信工事業を除いた建設業の種類を指します。

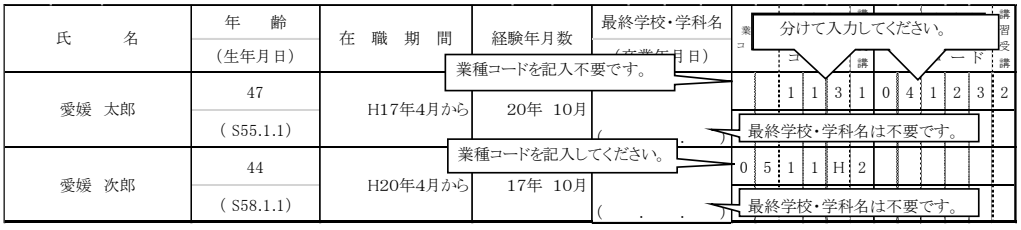

5 実務経験者、監理技術者補佐、基幹技能者及びレベル３（レベル４）技能者（「有資格区分コード」欄に「001」、「002」、「003」、「004」、「005」、「064」、「703」、「704」又は「099」の記入があるもの）については、担当している業種を２つ以内で選び、「業種コード」欄に該当する業種コード（技術職員名簿の記載要領中の「業種コード」に該当するもの）を記入してください。（上記実務経験者、監理技術者補佐及び基幹技能者以外の有資格者については、業種コードの記入は不要です。）

氏　　名	年　齢 （生年月日）	在 職 期 間	経験年月数	最終学校・学科名 （卒業年月日）	業種コード	有資格区分コード	講習受講	業種コード	有資格区分コード	講習受講
愛媛　太郎	47 （S55.1.1）	H17年4月から	20年 10月	愛媛大学工学部 土木工学科 （H17.3.31）	01	001	2	02	001	2

業種コードを記入してください。

最終学校・学科名を記入してください。

6 技術職員の保有する資格の数が４つ以下のときは、次のように記入し、

氏　　名	年　齢 （生年月日）	在 職 期 間	経験年月数	最終学校・学科名 （卒業年月日）	業種コード	有資格区分コード	講習受講	業種コード	有資格区分コード	講習受講
愛媛　太郎	47 （S55.1.1）	H17年4月から	20年 10月	愛媛大学工学部 土木工学科 （H17.3.31）		113	1		1412	
					10	00052		03	0642	

保有する資格の数が５つ以上のときは、次のように記入してください。

氏　　名	年　齢 （生年月日）	在 職 期 間	経験年月数	最終学校・学科名 （卒業年月日）	業種コード	有資格区分コード	講習受講	業種コード	有資格区分コード
愛媛　太郎	47 （S55.1.1）	H17年4月から	20年 10月	愛媛大学工学部 土木工学科 （H17.3.31）		113	1		141
					10	00052		03	0644
						1732			150
	（　．　．　）	年　月から	年　月	（　．　．　）					

なお、欄が不足する場合は、この様式をコピーして記入することになりますが、１人の技術職員について有資格区分コードが２頁にわたらないように記入してください。

7「建設機械資格」欄は、当該技術者職員が、労働安全衛生法に基づく建設機械の運転業務資格保有者（20 の欄に該当）に該当し、かつ申請日時点に在職している場合に、「○」を記入してください。

（代表者、常勤の役員を含む。非常勤役員、出向者及び派遣労働者を除く）

■ 添付書類**（※提出は市内に本店・支店・営業所等を有する者に限る。）**

記入した技術職員については、次により在籍状況及び資格を証明する書類を添付してください。

〔在籍状況〕

ア　健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書の写し、もしくは市町から通知される住民税特別徴収税額決定通知書の写し、監理技術者資格者証の写しのいずれか

イ　社会保険に加入しておらず、アを提出できないが雇用保険に加入している場合は、雇用保険被保険者資格取得等確認通知書の写し

ウ　従業員が４人以下の個人事業所で、ア又はイを提出できない場合は、給与所得の源泉徴収票の写し、給与台帳等の写し及び出勤簿の写し。

なお、新規採用等により源泉徴収票がない場合は、労働基準法施行規則第５

条第３項に規定する書面の写し（労働契約における賃金に関する事項が明らかになる書面。ただし、賃金の支払い方法が月給制であるものに限る。）

〔資　　格〕

ア　資格に係る合格証明書、免許証等、監理技術者資格者証の写し(実務経験の場合は、履歴書等)

イ　（監理技術者補佐の場合）ア及び建設工事の種類に応じて定められた検定種目にかかる１級の第一次検定の合格を証明する書面の写し

19 の欄

直近の経営事項審査総合評定値通知書の審査基準日において、自ら所有又は審査基準日から１年７月以上の使用期間が定められたリース契約を行っている次に掲げる建設機械を記入してください。

Ａ－①　経営事項審査で評価された機械

「ショベル系掘削機」、「ブルドーザー」、「トラクターショベル」、「モーターグレーダー」、「ダンプ車」、「移動式クレーン」、「高所作業車」、「締固め用機械」、「解体用機械」

（直近の経営事項審査総合評定値通知書に台数が記載されているもの）

Ａ－②　「Ａ－①」以外で「経営事項審査で評価される機械」及び「建設機械抵当法施行令別表に規定する建設機械

Ｂ　　建設業の用に供する船舶（独航機能を有するものも含む。）

記入にあたっては、まず、Ａ－①を記入し、続けてＡ－②及びＢを合計台数が 20 台になるまで記入してください。（Ａ－①については、「経審結果通知書掲載の有無」欄の「有」に「○」を付してください。）

「名称」欄には、建設機械抵当法施行令別表の「名称」のうち、該当するもの（船舶の場合は一般的な名称）を記入し、「機種」欄以降に、メーカー、型式、固有名称等を記入してください。

■ 添付書類

〔機械の保有状況等に係る確認書類〕

Ａ－①

添付書類は不要

Ａ－②及びＢ

保有状況等を証明する書面として、固定（減価償却）資産台帳の写しを添付してください。

20 の欄

申請日における、労働安全衛生法に基づく運転業務資格保有者について記入してください。（下記の■ 添付書類〔資格等〕に掲げるア～キに該当する資格を有する者に限る）
※該当者がいない場合は、空欄としてください。

申請者に直接雇用されている常勤職員（法人である場合においては常勤の役員を、個人である場合においては事業主を含む。申請日以前に３カ月以上の雇用関係等にある者に限る。）のみを記載してください。（非常勤役員、出向者及び派遣労働者、パート及びアルバイト等を記載することはできません。）

なお、18 の欄に記載されている者についても記入してください。

（注１）「年齢」欄は、申請日時点の満年齢を記入してください。

（注２）「資格の種類」欄は、運転技能講習や、免許の種類等を記入してください。

■ 添付書類**（※提出は市内に本店・支店・営業所等を有する者に限る。）**

〔在籍状況〕

記入した技術関係職員のうち、審査基準日後に雇用された者については、次により在籍状況を証明する書類を添付してください。

ア　健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書の写し、市町から通知される住民税特別徴収税額決定通知書の写し、監理技術者資格者証の写しのいずれか

イ　社会保険に加入しておらずアを提出できないが雇用保険に加入している場合は、雇用保険被保険者資格取得等確認通知書の写し

ウ　従業員が４人以下の個人事業所で、ア又はイを提出できない場合は、給与所得の源泉徴収票の写し、給与台帳等の写し及び出勤簿の写し。なお、新規採用等により源泉徴収票がない場合は、労働基準法施行規則第５条第３項に規定する書面の写し（労働契約における賃金に関する事項が明らかになる書面。ただし、賃金の支払方法が月給制であるものに限る。）

〔資 格 等〕

記入した資格保有者について、資格を有することを証明する書類として次のいずれかを添付してください。

ア　小型車両系建設機械特別教育（整地・運搬・積込・掘削）に係る、特別教育修了証の写し（各実施機関が証明するもので、自己証明は不可。）

イ　車両系建設機械運転技能講習（整地・運搬・積込・掘削）に係る、講習修了証又は修了証明書の写し

ウ　１級建設機械施工技術検定合格証及び検定科目（試験科目）証明書の写し（１級合格証には試験科目（合格種別）の記載がありませんので、別途国土交通省の発行する、トラクター系建設機械操作施工法又はショベル系建設機械操作施工法を選択したことを証明する書類を添付してください。）

エ　２級建設機械施工技術検定（第１種、第２種又は第３種）合格証の写し
オ　移動式クレーン運転士免許の写し
カ　小型移動式クレーン運転技能講習に係る、講習修了証の写し
キ　職業能力開発総合大学校の発行する証明書の写し
（労働安全衛生規則別表第三令第二十条第十二号の業務のうち令別表第七第一号又は第二号に掲げる建設機械の運転の業務の項第三号又は第四号に該当する者であることの証明書）

21 の欄

令和６年 12 月１日から令和８年 11 月 30 日までに入札参加資格停止措置又は建設業法に基づく監督処分（四国中央市以外の処分等を含む。）を受けた場合、その内容を記入してください。

なお、「処分等の内容・期間」及び「処分等の理由」は、できるだけ簡潔に記入してください。

22 の欄

金融機関名は支店名まで記入し、普通預金、当座預金のうち該当するものを〇で囲んでください。

23 の欄

建設業許可申請時に登録した、建設業法第７条第１号に規定する「経営業務管理責任者」の氏名を記入してください。

■ 添付書類
建設許可官庁へ提出している建設業許可申請の様式第七号（第三条関係）の写し

24 の欄

建設業法第７条第２号及び第 15 条第２号に規定する「営業所専任技術者」の氏名を、許可を受けた工種ごとに記入してください。

■ 添付書類
建設許可官庁へ提出している建設業許可申請の様式第八号（第三条関係）又は
別紙四　専任技術者一覧表の写し

25 の欄

管更生工法の施工可能な資格を有する技術者を有している場合は記入してください。

■ 添付書類

該当する場合は、管更生工事で必要とされる施工管理資格の証明書類の写し

【主任（監理）技術者に求める資格要件】

主任（監理）技術者には、土木一式工事で求められる資格のほか、次のいずれかの資格を持つ技術者の配置を求めます。

① 下水道管路更生管理技士（一般社団法人 日本管路更生工法品質確保協会）

② 下水道管路管理専門技士【修繕・改築部門】（公益社団法人 日本下水道管路管理業協会）

③ 下水道管きょ更生施工管理技士（一般社団法人 日本管更生技術協会）

④ 前各号の資格を持たない場合は、公益財団法人日本下水道新技術機構の建設技術審査証明を得た工法のうち、発注予定工事に関連する工法について、各工法協会が実施する技術研修を修了した者

26 の欄

申請日現在、電子入札の登録を完了している自治体（四国中央市以外も含む）があれば、該当するチェックボックスに「レ」マークを入れてください。

※ 令和８年度現在、四国中央市では電子入札の登録を一部に限定しています。

【注意】

入札（見積）参加資格審査の有効期間内において、申請内容に変更が生じた場合は、速やかに「入札参加資格申請書類に係る変更届」の提出を行ってください。
また、経営事項審査総合評定値通知書については、有効期限が審査基準日より１年７か月となっていますので、更新の審査を受けた際には速やかに写しを提出してください。